

# 資料編

# 1 関係条例等

## (1) 尼崎市民の福祉に関する条例

昭和58年3月31日

条例第9号

改正 平成14年3月1日条例第1号

平成20年12月25日条例第37号

平成25年3月7日条例第18号

### 目次

#### 前文

第1章 総則(第1条 第5条)

第2章 市民生活の基盤の確立(第6条 第10条)

第3章 市民生活と福祉活動(第11条 第14条)

第4章 福祉推進体制(第15条 第17条)

第5章 雑則(第18条)

#### 付則

すべて市民は、時代の推移にかかわらず、その所得、健康及び住宅が保障され、就労、教育及び社会参加の機会が確保されるなど市民としての生活の基礎的諸条件が整えられるとともに、自立と連帯の精神を自ら堅持することによつて、生涯にわたり人間としての尊厳と自由が保障されるものである。

市民の福祉は、市がその責務を積極的に果たすとともに、市民が自らの生活における責任と市民としての自覚を堅持することによつて達成していくものである。

更に、市民の福祉は、自らの創意工夫と努力とによつて高め、築きあげていくものであり、すべての市民が触れ合い、連帯して生きていくことのできる社会、すなわち福祉社会を形成することによつてこそ実現できるものである。

このような認識の上に立つて、市と市民が相携えて福祉社会の実現に努めることは、未来に生きる市民にとつても重要な課題であることを確認する。

ここに、すべての市民と力を合わせて福祉社会の実現を決意し、その基本となるこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (この条例の目的)

第1条 この条例は、市民福祉の基本目標並びに市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民の役割と責務とを明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となるべき事項を定め、もつて市民福祉の増進を図ることを目的とする。

#### (市民福祉の基本目標)

第2条 市民福祉は、社会的公正が確保されるとともに、個人の自主性が生かされ、生涯にわたり、快適な生活が実現されるものでなければならない。

第3条 すべて市民は、生涯のそれぞれの時期に応じて、人間としての尊厳にふさわしい生活が確保されなければならない。

2 すべて心身に障害のある市民は、日常生活及び社会生活において、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければならない。

- 3 すべて市民は、児童期にあつては、人間性豊かな安定した家庭と触れ合いのある地域社会において、心身ともに健全に育てられなければならない。
- 4 すべて市民は、青壮年期にあつては、社会の発展に寄与する中心的存在として、安定した勤労生活と充実した家庭生活が実現されなければならない。
- 5 すべて市民は、高齢期にあつては、家庭基盤の充実と地域社会における交流を通じて、生きがいのある生活が保障されなければならない。

(市、事業者及び市民の責務)

第4条 市は、前2条の市民福祉の基本目標が実現されるよう、市民福祉に関する施策を有機的かつ総合的に策定し、実施するように努めなければならない。

- 2 事業者は、自らも地域社会の構成員であること及びその事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、その事業の運営に当たっては、市民福祉の向上に努めなければならない。
- 3 市民は、自らすすんで自助に努めるとともに、社会連帯の理念に基づき、市民福祉に関する施策の円滑な実施に協力するように努めなければならない。

(国及び県に対する要請)

第5条 市は、常に市民の生活実態の把握に努め、その安定が損なわれることのないように、社会保障制度、雇用政策等市民の生活にかかわる国又は県の制度又は施策について、必要に応じ、その改善及び充実を要請するものとする。

## 第2章 市民生活の基盤の確立

(健康づくり)

第6条 市民の健康は、自らの健康に対する自覚をもとにして、地域保健に関する体制の確立及び良好な環境の維持により、保持され、増進されなければならない。

- 2 市民は、自らの健康の保持及び増進並びに疾病の予防及び早期回復に努めなければならない。
- 3 市長は、関係機関と連携して、市民の健康づくりについて、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
  - (1) 地域保健体制の計画的な整備に関すること。
  - (2) 健康教育の実施に関すること。
  - (3) 救急医療体制の整備に関すること。
  - (4) スポーツ活動等の奨励に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりについて必要と認められること。

(生涯教育)

第7条 市民は、自立の気風を養うとともに、人格の完成をめざし、生涯にわたり、自ら学習と自己啓発に努めなければならない。

- 2 市長及び教育委員会は、市民の生涯教育について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。
  - (1) 市民が学習し、かつ、その成果を発表できる施設の整備に関すること。
  - (2) 自主的な教育活動の啓発に関すること。
  - (3) 地域社会における指導者の養成に関すること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市民の生涯教育について必要と認められること。

(住生活)

第8条 市民は、適正な負担により、快適な住生活が確保されなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の快適な住生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 公的住宅の整備に関する事。
- (2) 住環境の整備に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の快適な住生活の確保について必要と認められる事。

#### (勤労生活)

第9条 市民は、自らの能力の開発と発揮をもとにして、就労の機会が確保され、勤労等その主体的努力により、生活の安定と向上に努めなければならない。

2 市長は、関係機関と協力して、市民の就労の機会の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 産業の振興等雇用の拡大に関する事。
- (2) 職業訓練、雇用の促進等雇用環境の整備に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の就労の機会の確保について必要と認められる事。

#### (消費生活)

第10条 市民は、消費生活についての知識を深め、自ら安全で合理的な消費生活を確保するように努めなければならない。

2 市長は、市民の安全で合理的な消費生活の確保について、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 消費生活の相談、指導及び啓発に関する事。
- (2) 消費生活の実態調査及び資料収集に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の安全で合理的な消費生活の確保について必要と認められる事。

### 第3章 市民生活と福祉活動

#### (家庭生活)

第11条 市民は、家族員による相互の扶助と家庭機能を尊重することにより、良好な家庭生活の維持、向上に努めなければならない。

2 市長又は教育委員会は、市民が良好な家庭生活を維持するため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 育児相談等児童の健全な育成に関する事。
- (2) 寝たきり老人又は心身に障害のある者の在宅する家庭、母子家庭、父子家庭等に対する援護に関する事。
- (3) 家庭福祉に必要な情報の提供に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民が良好な家庭生活を維持するため必要と認められる事。

#### (地域生活)

第12条 市民は、地域社会の一員であることを自覚し、地域生活を通じて、相互の理解を深め、その役割を分担することにより、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、良好な地域社会を形成するため、地域福祉の拠点となる市民施設の整備その他必要な施策を行うものとする。

#### (福祉活動)

第13条 市民は、市民福祉を理解し、福祉活動を実践するための福祉教育を通じて、福祉意識の高揚に努めるとともに、近隣、地域、職域等の地域生活を通じて、福祉活動に努めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、市民の福祉活動の促進を図るため、次の各号に掲げる施策を行うものとする。

- (1) コミュニティ活動及びボランティア活動の育成に関すること。
- (2) 福祉教育に関すること。
- (3) 福祉活動に必要な情報の提供等に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市民の福祉活動の促進を図るため必要と認められること。

第14条 文化、スポーツ、レクリエーション等の活動を行うことができる施設(以下「施設」という。)の設置者又は管理者(以下「設置者等」という。)は、市民福祉の向上のため、施設を市民の利用に供するように努めるものとする。

2 市長は、設置者等から、施設を市民の利用に供する旨の申出があつた場合は、必要に応じ、施設を市民の利用に供するものとする。

#### 第4章 福祉推進体制

(福祉施策基本方針の策定等)

第15条 市長は、経済的、社会的及び文化的条件を配慮し、市民福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「福祉施策基本方針」という。)を定めなければならない。

2 市長は、福祉施策基本方針を定めたときは、その概要を公表するものとする。

(尼崎市社会保障審議会)

第16条 別に定めるものを除くほか、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項に規定する事項その他市民の社会保障及び社会福祉に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市社会保障審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員35人以内で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 社会福祉事業に従事する者
- (4) 市民の代表者

4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例37・平25条例18・一部改正)

(市民福祉振興基金)

第17条 市民福祉の向上を目的とする事業を推進するため、尼崎市民福祉振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 市民等が基金への積立てを指定した寄付金額
- (2) 市の積立金額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める寄付金額

3 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民福祉の向上を目的とする事業を推進するための経費に充てる。

4 前項の目的に支出してなお剰余金があるときは、これを基金に編入することができる。

- 5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。
- 6 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 7 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。  
(平14条例1・一部改正)

## 第5章 雑則

### (委任)

- 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。  
付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。  
(尼崎市社会保障審議会条例の廃止)
- 2 尼崎市社会保障審議会条例(昭和30年尼崎市条例第25号)は、廃止する。

### (経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に尼崎市社会保障審議会条例第2条第2項の規定に基づき委嘱されている委員は、この条例第16条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。

付 則(平成14年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年12月25日条例第37号)

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

### (尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例等の廃止)

- 2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 尼崎市高齢者保健福祉推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第45号)
  - (2) 尼崎市障害者福祉等推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第47号)
  - (3) 尼崎市児童環境づくり推進協議会条例(平成18年尼崎市条例第48号)

### (委員の任期の特例)

- 3 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の尼崎市民の福祉に関する条例第16条第3項の規定により委嘱されている尼崎市社会保障審議会の委員の任期は、その委嘱の期間にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

付 則(平成25年3月7日条例第18号)抄

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ( 2 ) 尼崎市社会保障審議会規則

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

規則第 1 7 号

改正 平成 2 5 年 3 月 2 7 日規則第 7 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日規則第 1 3 号

尼崎市社会保障審議会規則（昭和 5 8 年尼崎市規則第 2 8 号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第 1 条 この規則は、尼崎市民の福祉に関する条例（昭和 5 8 年尼崎市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、尼崎市社会保障審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 2 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第 3 条 審議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、委員長は、これを招集しなければならない。

（会議）

第 4 条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門分科会）

第 5 条 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号。以下「法」という。）第 1 1 条の規定により審議会に置かれる専門分科会は、次の各号に掲げる専門分科会の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

(1) 地域福祉専門分科会 地域福祉の推進に関する事項

(2) 障害者福祉等専門分科会 障害者の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者保健福祉専門分科会 高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

2 専門分科会は、社会福祉法施行令（昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項の規定によるほか、委員長が指名する委員で組織する。

3 前項の委員のほか、専門分科会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、法第 9 条第 1 項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）として、専門委員を置くことができる。

4 専門分科会に会長及び副会長を置く。

- 5 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とするものとする。
- 6 第2条第2項から第4項まで、第3条第1項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、第2条第2項及び前条中「委員の」とあるのは、「当該専門分科会に属する委員（専門委員を含む。）の」と読み替えるものとする。

（平25規則7・平26規則13・平27規則18・一部改正）

（審査部会）

第6条 令第3条第1項の規定により、障害者福祉等専門分科会に審査部会を置く。

- 2 審査部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、専門委員を置くことができる。
- 3 審査部会に、部会長及び副部会長を置き、当該審査部会に属する委員（専門委員を含む。）のうちから、部会長は障害者福祉等専門分科会の会長が、副部会長は部会長が指名する。
- 4 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条第2項並びに前条第5項の規定は、審査部会について準用する。この場合において、第4条第2項中「委員の」とあるのは、「審査部会に属する委員（専門委員を含む。）の」と読み替えるものとする。

（平26規則13・一部改正）

（地域包括支援センター運営部会）

第7条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号口（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会として、高齢者保健福祉専門分科会（以下「高齢者分科会」という。）に地域包括支援センター運営部会（以下「センター運営部会」という。）を置く。

- 2 センター運営部会は、高齢者分科会の会長が指名する高齢者分科会に属する委員（第5条第3項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。）で組織する。
- 3 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条、第5条第5項並びに前条第2項及び第3項の規定は、センター運営部会について準用する。この場合において、第4条中「委員の」とあるのは「センター運営部会に属する委員（専門委員を含む。）の」と、前条第3項中「障害者福祉等専門分科会」とあるのは「高齢者分科会」と読み替えるものとする。

（平26規則13・追加、平27規則18・旧第6条の2線下・一部改正）

（地域密着型サービス運営部会）

第8条 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項の規定により講じられる必要な措置として、高齢者分科会に地域密着型サービス運営部会（以下「サービス運営部会」という。）を置く。

- 2 第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条、第5条第5項、第6条第2項及び第3項並びに前条第2項の規定は、サービス運営部会について準用する。この場合において、第4条中「委員の」とあるのは「サービス運営部会に属する委員（専門委員を含む。）の」と、第6条第3項中「障害者福祉等専門分科会」とあるのは「高齢者分科会」と読み替えるものとする。

（平26規則13・追加、平27規則18・旧第6条の3線下）

（部会）

第9条 専門分科会、センター運営部会及びサービス運営部会（以下「専門分科会等」という。）は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会（審査部会、センター運営部会及びサービス運営



部会を除く。以下この条及び第12条において同じ。)を置くことができる。

- 2 部会は、当該部会に係る専門分科会等の会長(以下「専門分科会等会長」という。)が指名する当該専門分科会等の委員(専門委員を含む。第4項において同じ。)で組織する。
- 3 前項の委員のほか、部会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。
- 4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員(特別委員を含む。)のうちから、部会長は専門分科会等会長が、副部会長は部会長が指名する。
- 5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、部会について準用する。  
(平26規則13・一部改正、平27規則18・旧第7条線下・一部改正)

#### (小委員会)

- 第10条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会は、委員長が指名する委員で組織する。
  - 3 前項の委員のほか、小委員会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員として、特別委員を置くことができる。
  - 4 小委員会に座長及び副座長を置き、座長は委員長をもって充て、副座長は小委員会に属する委員(特別委員を含む。)のうちから委員長が指名する。
  - 5 第2条第3項及び第4項並びに第3条第1項の規定は、小委員会について準用する。  
(平27規則18・旧第8条線下・一部改正)

#### (専門委員及び特別委員)

- 第11条 専門委員は、条例第16条第3項各号に掲げる者のうちから、市長が委員長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。
- 2 専門委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
  - 3 前2項の規定は、特別委員について準用する。  
(平27規則18・旧第9条線下)

#### (意見の聴取等)

- 第12条 審議会、専門分科会等、審査部会、部会及び小委員会は、必要があると認めるときは、それぞれその属する委員(専門委員及び特別委員を含む。)以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。  
(平26規則13・一部改正、平27規則18・旧第10条線下・一部改正)

#### (委任)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。  
(平27規則18・旧第11条線下・一部改正)

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

( 招集の特例 )

- 2 最初に招集される審議会は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 3 最初に招集される専門分科会は、第 5 条第 6 項において準用する第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ、委員長が招集する。

付 則 ( 平成 2 5 年 3 月 2 7 日規則第 7 号 )

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 ( 平成 2 6 年 3 月 3 1 日規則第 1 3 号 )

( 施行期日 )

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現に尼崎市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 ( 以下「運営協議会要綱」という。 ) の規定により置かれている尼崎市地域包括支援センター運営協議会 ( 以下「運営協議会」という。 ) は、この規則による改正後の尼崎市社会保障審議会規則 ( 以下「改正後の規則」という。 ) 第 6 条の 2 第 1 項の規定により置かれた地域包括支援センター運営部会 ( 以下「センター運営部会」という。 ) とみなす。
- 3 前項の規定は、この規則の施行の際現に尼崎市地域密着型サービス運営委員会設置要綱 ( 以下「運営委員会要綱」という。 ) の規定により置かれている尼崎市地域密着型サービス運営委員会 ( 以下「運営委員会」という。 ) について準用する。この場合において、同項中「第 6 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 6 条の 3 第 1 項」と、「地域包括支援センター運営部会」とあるのは「地域密着型サービス運営部会」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と読み替えるものとする。
- 4 この規則の施行の際現に運営協議会要綱の規定により運営協議会の委員として委嘱されている者 ( 以下「運営協議会委員」という。 ) で、尼崎市社会保障審議会規則第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる専門分科会 ( 以下「高齢者分科会」という。 ) の委員 ( 改正後の規則第 5 条第 3 項の規定により高齢者分科会に置かれた専門委員を含む。以下「高齢者分科会委員」という。 ) であるものは、センター運営部会の委員として委嘱された者とみなす。
- 5 運営協議会委員で高齢者分科会委員である者以外のものは、尼崎市社会保障審議会規則第 9 条第 1 項の規定によりセンター運営部会の専門委員 ( 改正後の規則第 6 条の 2 第 3 項において準用する尼崎市社会保障審議会規則第 6 条第 2 項の規定により置かれた専門委員をいう。 ) として委嘱された者とみなす。
- 6 前 2 項の規定は、この規則の施行の際現に運営委員会要綱の規定により運営委員会の委員に充てられている者について準用する。この場合において、付則第 4 項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、前項中「運営協議会委員」とあるのは「運営委員会委員」と、「センター運営部会」とあるのは「サービス運営部会」と、「第 6 条の 2 第 3 項」とあるのは「第 6 条の 3 第 2 項」と読み替えるものとする。

付 則 ( 平成 2 7 年 3 月 3 1 日規則第 1 8 号 )

この規則は、公布の日から施行する。

### ( 3 ) 尼崎市障害者福祉施策推進会議設置要綱

#### ( 設置 )

第1条 本市の障害者福祉施策に関する基本方針の樹立と関係施策の推進について、関係局部・課(室・事業所を含む)相互の連絡調整、情報・意見の交換等必要な事項を協議するため、尼崎市障害者福祉施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### ( 組織 )

第2条 推進会議の委員は、別表に定める職又はこれに相当する職務を行う者を充てる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

#### ( 会長 )

第3条 会長は、障害福祉担当部長、副会長は、障害福祉政策担当課長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し会務を掌理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

#### ( 召集 )

第4条 推進会議は、会長が召集する。

#### ( 会議 )

第5条 推進会議は、必要に応じて開催する。

#### ( 専門委員会 )

第6条 会長が特に必要と認めるときは、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、推進会議委員の中から会長が指名するものをもって組織する。

3 専門委員会の委員長は、副会長をもって充てる。

4 専門委員会は、必要に応じて開催する。

5 専門委員会は、委員長が召集する。

6 委員長が特に必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

#### ( 意見の聴取等 )

第7条 会長及び委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求めて、意見を聴取するほか、必要な資料の提供を求めることができる。

#### ( 事務局 )

第8条 推進会議の事務局は、健康福祉局障害福祉担当障害福祉課、障害福祉政策担当、北部保健福祉センター障害者支援課、南部保健福祉センター障害者支援課及び保健部疾病対策課に置く。

(運営の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 50 年 7 月 1 日から実施する。

昭和 53 年 4 月 25 日改正

昭和 55 年 6 月 1 日改正

平成 5 年 6 月 25 日改正

平成 7 年 9 月 4 日改正

平成 20 年 8 月 26 日改正

平成 21 年 5 月 20 日改正

平成 24 年 4 月 16 日改正

平成 26 年 5 月 28 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 1 月 26 日改正

平成 29 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 1 月 4 日改正

別 表 尼崎市障害福祉施策推進会議委員

【事務局：障害福祉課、障害福祉政策担当、北部保健福祉センター障害者支援課、南部保健福祉センター障害者支援課、疾病対策課】

役職名	所属役職名
会 長	障 害 福 祉 担 当 部 長
副 会 長	障 害 福 祉 政 策 担 当 課 長
委 員	危 機 管 理 安 全 局 企 画 管 理 課 長
委 員	行 財 政 推 進 課 長
委 員	発 信 ・ 報 道 担 当 課 長
委 員	人 事 課 長
委 員	人 材 育 成 担 当 課 長
委 員	フ ァ シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 推 進 担 当 課 長
委 員	ダ イ バ ー シ テ ィ 推 進 課 長
委 員	福 祉 課 長
委 員	高 齢 介 護 課 長
委 員	北 部 保 健 福 祉 セ ン タ ー 福 祉 相 談 支 援 課 長
委 員	健 康 増 進 課 長
委 員	こ だ も の 育 ち 支 援 セ ン タ ー 準 備 担 当 課 長
委 員	保 育 指 導 担 当 課 長
委 員	し ご と 支 援 課 長
委 員	住 宅 整 備 担 当 課 長
委 員	教 育 相 談 ・ 特 別 支 援 担 当 課 長
委 員	教 職 員 の 学 び 支 援 課 長
委 員	ス ポ ー ツ 振 興 課 長

## 2 尼崎市社会保障審議会障害者福祉等 専門分科会委員名簿（計画策定等審議期間中）

敬称略・五十音順

区分	氏名	役職名等	備考
専門委員	池田 康昭	尼崎市民生児童委員協議会連合会 園田地区会長	
専門委員	井上 三枝子	尼崎市心身障害児(者)父母連合会 会長	
委員	蛭子 秀一	尼崎市議会 議員	平成 29 年 8 月 7 日から
専門委員	岡崎 正樹	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事長	
委員	柏原 敏昭	社会福祉法人福成会 所長	
委員	狩俣 正雄	滋慶医療科学大学院大学 客員教授	
専門委員	河上 紀子	あまかれん(尼崎市精神福祉家族会連合 会) 会長	
委員	北村 保子	尼崎市議会 議員	平成 29 年 8 月 7 日まで
委員	公門 將彰	尼崎市社会福祉協議会 理事	平成 29 年 8 月 7 日まで
専門委員	木下 隆志	芦屋学園短期大学 准教授	計画策定部会 副部会長
専門委員	倉本 敏克	尼崎市社会福祉協議会 理事	平成 29 年 8 月 7 日から
委員	源田 紀久恵	兵庫県立阪神特別支援学校 校長	
専門委員	小山 昇孝	尼崎市難病団体連絡協議会 事務局長	
専門委員	柴田 博行	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 副理事長	平成 30 年 1 月 26 日まで
委員	菅原 正之	尼崎市歯科医師会 地域保健担当常務理事	平成 29 年 9 月 11 日まで
専門委員	高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 副理事長	
専門委員	高橋 陽子	兵庫県 LD 親の会「たつの子」 役員	

区分	氏名	役職名等	備考
専門委員	田中 淳司	尼崎市議会 議員	平成 29 年 8 月 7 日まで
専門委員	林 久博	尼崎市議会 議員	平成 29 年 8 月 7 日から
専門委員	広瀬 若菜	尼崎市議会 議員	平成 29 年 8 月 7 日から
専門委員	広部 景子	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 理事	平成 30 年 2 月 7 日から
専門委員	藤井 克祐	尼崎雇用対策協議会 専務理事	
委員	松岡 克尚	関西学院大学 教授	計画策定部会 部会長
専門委員	真鍋 修司	尼崎市議会 議員	平成 29 年 8 月 7 日まで
委員	南林 繁良	尼崎市歯科医師会 理事	平成 29 年 9 月 12 日から
専門委員	守部 美枝子	尼崎市心身障害児(者)父母連合会 副会長	
専門委員	綿谷 茂樹	尼崎市医師会 理事	

氏名欄の「 」は会長、「 」は副会長

区分欄

委 員・・・障害者福祉等専門分科会を担当する尼崎市社会保障審議会委員

専 門 委 員・・・尼崎市社会保障審議会規則第 5 条第 3 項の規定による委員

# 3

## 審議経過（計画策定等審議期間中）

年度	開催日時	会議名称	主な内容
平成 29 年度	5月23日	第1回 社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 尼崎市障害福祉計画の改定について（諮問） (2) 尼崎市障害福祉計画の改定に係るアンケート調査について (3) 尼崎市障害者計画等の「評価・管理シート（平成28年度）」について
	8月29日	第2回 社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 尼崎市障害福祉計画の改定に係るアンケート調査の結果報告 (2) 次期計画の概要等について (3) 計画策定部会の設置等について (4) 今後のスケジュール（案）について (5) （仮称）尼崎市手話言語条例（骨子素案）に対する市民意見公募手続の実施について
	9月5日	第1回 計画策定部会	(1) 次期計画の概要等について (2) 尼崎市障害福祉計画に定める事項の実績報告等について
	10月30日	第2回 計画策定部会	(1) 第5期尼崎市障害福祉計画における数値目標及びサービス見込量等について (2) その他
	11月27日	第3回 計画策定部会	(1) 尼崎市障害福祉計画（第5期）第5章の部会案について (2) その他
	12月26日	第3回 社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 尼崎市障害福祉計画（第5期）の素案について (2) 今後のスケジュールについて (3) 尼崎市手話言語条例について (4) その他
	2月26日	第4回 社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 「評価・管理シート（平成29年度）」案について (2) その他
	3月13日	第5回 社会保障審議会 障害者福祉等専門分科会	(1) 市民意見公募手続の結果等について (2) 尼崎市障害福祉計画（第5期）の策定について（答申） (3) 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の改正に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について (4) その他

上記のほか、尼崎市自立支援協議会へ報告や協議等を行い、計画策定に係るご意見等を伺っている。

尼 障 第 1710 号  
平成 29 年 5 月 23 日

諮 問 書

尼崎市社会保障審議会  
委員長 松 原 一 郎 様

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市障害福祉計画の改定について

本市の「尼崎市障害福祉計画（第 4 期）」が、今年度末をもって計画期間の終期を迎えることから、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「尼崎市障害福祉計画（第 5 期）」（計画期間：平成 30 年度から平成 32 年度）の策定にあたり、障害者福祉を始めとした広範な分野から御審議いただくため、貴審議会に対して諮問いたします。

以 上  
（障害福祉政策担当）



平成 30 年 3 月 28 日

答 申 書

尼崎市長  
稲 村 和 美 様

尼崎市社会保障審議会  
委員長 松 原 一 郎

尼崎市障害福祉計画の策定について

平成 29 年 5 月 23 日付尼障第 1710 号により、貴職から諮問を受けた、「尼崎市障害福祉計画（第 5 期）の策定」については、本会議の障害者福祉等専門分科会において、また、集中的かつ効率的な審議を行うために障害者福祉等専門分科会に部会を設け、審議を重ねてまいりました。

ここに、その審議の内容がまとまりましたので、別紙のとおり、答申します。

以 上

# 4 尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準

## 1 支給決定基準の考え方

本支給決定基準（いわゆる「支給決定ガイドライン」）は、国の事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下、「事務処理要領」という。）に基づき作成する。

### (1) 支給決定の性質

障害福祉サービスの支給決定は、利用者や障害児の保護者から申請された種類のサービスの利用について公費で助成することの可否を判断する。

そのため、障害福祉サービスは、特定の事業者や施設のサービス提供を受けるものでなく、利用者や障害児の保護者の意向により、サービス提供を受ける事業者や施設を決定し、受給するものである。

#### 「事務処理要領」（抄）

##### 第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

##### 支給決定及び地域相談支援給付決定の概要

##### 1 支給決定及び地域相談支援給付決定の性質

支給決定及び地域相談支援給付決定は、障害者又は障害児の保護者から申請された種類の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用について公費（介護給付費等及び地域相談支援給付費等）で助成することの可否を判断するものであり、特定の事業者又は施設からサービス提供を受けるべき旨を決定するものではない。

## (2) 支給決定の要否

障害福祉サービスの支給は、障害支援区分等の利用者の心身の状況、介護を行う者やその他のサービス利用等の利用者の支援が必要な状況、サービス等利用計画案等の利用者の利用意向等により、要否を決定する。

そのため、利用者の利用意向のみではなく、利用者の心身の状況を勘案し、支給の要否を決定することとする。

また、ガイドライン検討部会等で「家族等の介護者が健康であったとしても、障害のある人が単身で地域生活を営めるように、すべての利用者に単身者と同様の障害福祉サービス支給をすべきである。」という意見も出たが、事務処理要領に基づき、利用者の支援が必要な状況について、基本的に利用者の立場から介護を行う者やその他のサービス利用等により日常生活や社会生活を送ることが可能であれば、その状況を勘案し、支給の要否を決定することとする。

### 「事務処理要領」(抄)

#### 第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

##### 支給決定及び地域相談支援給付決定

市町村は、支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定する。また、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う場合には、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間及び障害福祉サービス又は地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量(以下「支給量」という。)又は地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定める。

(3) 支給決定基準の作成根拠および位置付け

事務処理要領では、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。」と規定している。

そのため、本市の支給決定基準は、支給決定の要否と同様に勘案事項を踏まえつつ、(2)の支給決定の要否に基づき、支給決定基準を作成することとする。

また、この基準は、支給申請に対する決定処分を行う際の基準に位置付けられる。

そのため、都道府県は、支給決定障害者等から市町村が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合、基本的にこの基準に照らして審査を行うこととなる。

「事務処理要領」(抄)

第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務

支給決定及び地域相談支援給付決定

3 支給決定基準の作成

(1) 介護給付費等

市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。

その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること。

ア 支給決定基準の定め方

支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況(介護者の有無やその程度)、日中活動の状況、他のサービスの利用状況(介護保険サービスの利用の有無等)等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。

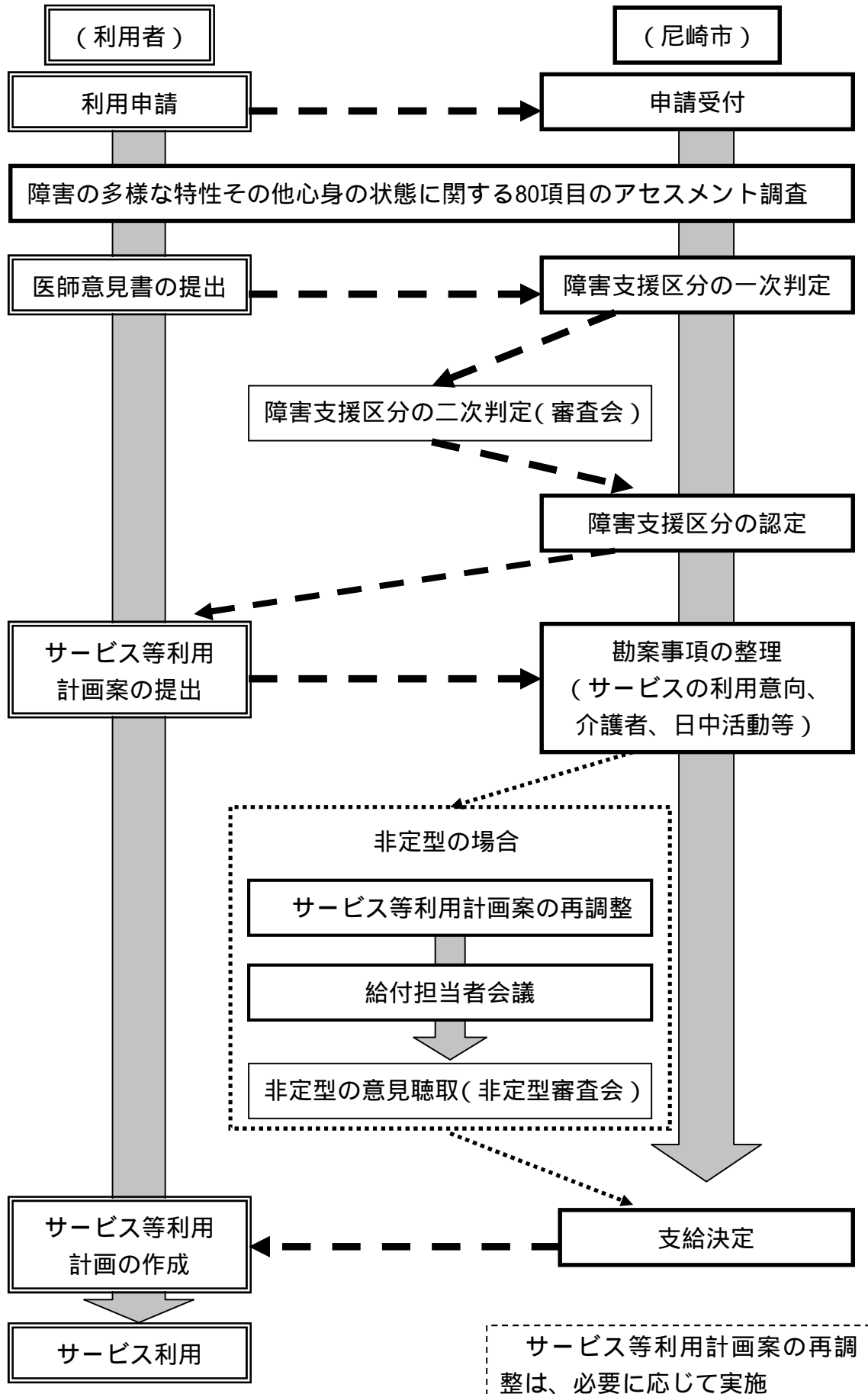
(以下、略)

イ 支給決定基準の位置付け

支給決定基準を定める形式(規則、要綱、要領等)は、市町村が適当と判断するところによるが、定められた基準は、形式の如何にかかわらず行政手続法第5条に規定する審査基準(支給申請に対する決定処分を行う際の基準)に位置付けられる。

また、都道府県が支給決定障害者等から市町村が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合は、都道府県は、基本的には、当該市町村の支給決定基準に照らして審査を行うこととなる(都道府県の不服審査基準になる。)

2 支給決定の流れ



### 3 支給決定の考え方

利用者の利用意向等を踏まえたサービス等利用計画案における月のサービス支給量が支給決定基準から算定した支給量を超える場合（いわゆる「非定型」）においては、尼崎市障害者介護給付費等の支給に関する審査会（以下、「審査会」という。）の意見を聴取し非定型の支給決定を行う。

#### (1) 審査会の概要

##### ア 設置の趣旨

審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という。）に基づき、「障害支援区分認定基準に照らしての審査及び判定」と「市が支給要否決定を行うに当たる意見」を行う機関である。

##### イ 総合支援法の規定

市町村に、障害支援区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置く。（総合支援法第 15 条）

審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命する。（総合支援法第 16 条第 1 項及び第 2 項）

審査会は、障害支援区分に関する審査判定を行う。（総合支援法第 21 条第 1 項）

審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（総合支援法第 22 条第 2 項）

##### ウ 支給要否決定に当たり意見を述べる審査会

支給決定基準を超えて支給量を決定する場合は、総合支援法第 22 条第 2 項に規定する支給要否決定に当たり意見を述べる審査会（以下、「非定型審査会という。」）を開催し、支給決定を行う。

#### (2) サービス等利用計画案の作成

利用者が障害支援区分の認定を受けた後、支給決定基準により、また利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情等を勘案し、適切なサービスが受給できるよう指定特定相談支援事業所等がサービス等利用計画案を作成する。この時、介護給付の受給を希望する場合は、支給決定基準の範囲内を基本として、必要に応じて関係機関との意見交換や会議等を行い、サービス等利用計画案を作成する。

#### (3) 支給量の算出

利用者の希望に基づき作成されたサービス等利用計画案を含め、勘案事項を整理し、適正な支給量を算出する。

#### (4) 算出支給量が支給決定基準を超えない場合の支給決定

勘案事項から算出した支給量が支給決定基準を超えないことが確認できた場合は、

非定型審査会の意見を聴取せずに支給決定を行う。

(5) 算出支給量が支給決定基準を超えた場合の支給決定

ア 勘案事項から算出した支給量が支給決定基準を超えることが確認できた場合は、下記の資料を添えて非定型審査会の意見を聴取し、支給決定を行う。

二次判定結果

医師意見書

勘案事項整理表

サービス等利用計画案

その他審査に必要と認めるもの

イ 算出支給量が支給決定基準を超える場合か、すでに支給決定基準を超えた支給となっている場合において、決定を受けている支給量が直近の非定型審査会までに不足することが明らかで、次の要件のいずれも満たす時は、非定型審査会の意見を聴取することなく支給量を決定し、直近の非定型審査会に報告するとともに意見を聴取する。

切迫性

利用者、介護者の疾病による体調の変化や就労による環境の変化等の要因により、支給決定における勘案事項の整理時と変化が生じ、支給量を変更しなければ利用者が日常生活に支障をきたすことが明らかな場合

非代替性

現に利用しているサービス以外の障害福祉サービスやその他の方法による支援を検討した上で、それでもなおサービス支給量の増加以外に代替する支援方法がない場合

ウ イの取扱いをするのにあたっては、利用者や障害児の保護者の意向やその状況等を調査し、サービス等利用計画案の提出を求め、給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定を行う。

また、イの取扱い以外に、サービス等利用計画案の提出後、1ヶ月以内に非定型審査会の開催ができない場合も給付担当者会議を経た上で判断し、支給決定を行うが、直近の非定型審査会に報告するとともに意見を聴取する。

#### 4 障害福祉サービスの種類・内容・対象者（「事務処理要領」(抄)）

(1)から(9)までが介護給付、(10)から(16)までが訓練等給付の対象サービス

##### (1) 居宅介護

<p>サービスの内容（総合支援法第5条第2項）</p> <p>障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。</p>
<p>対象者</p> <p>障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者</p> <p>区分2以上に該当していること。</p> <p>障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>(ア) 「歩行」「全面的な支援が必要」</p> <p>(イ) 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(ウ) 「移動」、「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(エ) 「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(オ) 「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>

##### (2) 重度訪問介護

<p>サービスの内容（総合支援法第5条第3項）</p> <p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。</p>
<p>対象者</p> <p>障害支援区分が区分4以上であって、次の 又は のいずれかに該当する者</p> <p>次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当していること</p> <p>(ア) 二肢以上に麻痺等があること</p> <p>(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること</p> <p>障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者</p> <p>ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。</p>



平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、  
 障害支援区分が区分3以上で、  
 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を  
 超える者  
 については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。  
 なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。  
 100分の8.5 区分6に該当する者  
 100分の15 (ア)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者

(3) 同行援護

サービスの内容（総合支援法第5条第4項）
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。
対象者
<p>【身体介護を伴わない場合】</p> <p>同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者</p> <p>身体介護を伴わない場合については、障害支援区分の認定を必要としないものとする。</p> <p>【身体介護を伴う場合】</p> <p>下記のいずれにも該当する者</p> <p>同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者</p> <p>区分2以上に該当するもの</p> <p>障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(カ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>(ア) 「歩行」「全面的な支援が必要」          (イ) 「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」          (ウ) 「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」          (エ) 「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」          (カ) 「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>

(4) 行動援護

サービスの内容（総合支援法第5条第5項）
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。
対象者
障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者

(5) 療養介護

サービスの内容（総合支援法第5条第6項）
病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
対象者
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者

(6) 生活介護

サービスの内容（総合支援法第5条第7項）
障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
対象者
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者

<p>年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>の者のうち以下の者（以下、「新規の入所希望者以外の者」という。）については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）</li> <li>・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</li> <li>・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者</li> </ul>
--

(7) 短期入所

<p>サービスの内容（総合支援法第5条第8項）</p> <p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。</p>
<p>対象者</p> <p>障害支援区分が区分1以上である障害者</p> <p>障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</p>

(8) 重度障害者等包括支援

<p>サービスの内容（総合支援法第5条第9項）</p> <p>常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。</p>
<p>対象者</p> <p>障害支援区分が区分6（障害児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者</p>

	類型	状態像
重度訪問介護の対象 であって、四肢すべて に麻痺等があり、寝た きり状態にある障害 者のうち、右のいづれ かに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理 を行っている身体障害者【 類型】	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者【 類型】	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等 (12項目)の合計点数が10点以上である者【 類型】		・強度行動障害 等

【 類型】

障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって

医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)

なお、医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定

認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

【 類型】

概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認

障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって

医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)

なお、医師意見書の「2.身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

【 類型】

障害支援区分6の「行動援護」対象者であって

認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の割合)である者

(9) 施設入所支援

サービスの内容（総合支援法第5条第10項）

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

対象者

生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である者

自立訓練又は就労移行支援（以下この において「訓練等」という。）を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

又は の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者
- ・ 平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者

障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。

(10) 自立訓練（機能訓練）

サービスの内容（総合支援法第5条第12項）
身体障害者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者
地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者又は難病等対象者。具体的には次のような例が挙げられる。 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等

(11) 自立訓練（生活訓練）

サービスの内容（総合支援法第5条第12項）
知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。具体的には次のような例が挙げられる。 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等

(12) 宿泊型自立訓練

サービスの内容（総合支援法第5条第12項）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

対象者

上記(11)の に掲げる者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者。

(13) 就労移行支援

サービスの内容（総合支援法第5条第13項）

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

対象者

就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

(14) 就労継続支援 A 型

サービスの内容（総合支援法第5条第14項）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられる。

就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者  
特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

(15) 就労継続支援 B 型

サービスの内容（総合支援法第 5 条第 14 項）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような事が挙げられる。

就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B 型の利用が適当と判断された者

、 に該当しない者であって、50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者

、 、 に該当しない者であって、一般就労や就労継続支援 A 型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業所が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者（平成 27 年 3 月 31 日まで）

の「協議会等からの意見を徴すること等」とは、協議会（就労部会）市町村審査会、その他就労に関する知見を有する機関が参画する会議等において、市町村が就労系障害福祉サービスの利用に係る個別のケースごとの意見を徴することを言う。なお、当該会議については、各市町村の実情に応じて、既存の会議等を活用いただいて差し支えない。

当該会議においては、例えば以下のような資料を用いて個別の事案について検討するものとする。

- ・ 就労支援機関や相談機関などが行った既存のアセスメント結果
- ・ 特別支援学校による進路指導や職場実習結果等の情報

障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平



成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。

- ・ 法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）
- ・ 法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者

(16) 共同生活援助

サービスの内容（総合支援法第5条第15項）

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

対象者

障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、

在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること

共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としない。

5 障害児通所支援の種類・内容・対象者（「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（抄））

(1) 児童発達支援

支援の内容（児童福祉法第6条の2第2項）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

対象者

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。

市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

(2) 医療型児童発達支援

支援の内容（児童福祉法第6条の2第3項）
児童発達支援及び治療を行う。
対象者
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児

(3) 放課後等デイサービス

支援の内容（児童福祉法第6条の2第4項）
生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
対象者
学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

(4) 保育所等訪問支援

支援の内容（児童福祉法第6条の2第5項）
障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
対象者
保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
なお、厚生労働省令で定めるものとは、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。（児童福祉法施行規則第1条の2の3）

## 6 障害福祉サービスの支給決定基準

(1)から(9)までが介護給付、(10)から(16)までが訓練等給付の対象サービス

### (1) 居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助）

#### ア 支給量

障害支援区分	標準基準時間（ 1 ）
区分 1	世帯等状況 A 14時間
	世帯等状況 B 20時間
	世帯等状況 C 40時間
区分 2	世帯等状況 A 18時間
	世帯等状況 B 25時間
	世帯等状況 C 50時間
区分 3	世帯等状況 A 25時間
	世帯等状況 B 35時間
	世帯等状況 C 70時間
区分 4	世帯等状況 A 32時間
	世帯等状況 B 45時間
	世帯等状況 C 90時間
区分 5	世帯等状況 A 39時間
	世帯等状況 B 55時間
	世帯等状況 C 110時間
区分 6	世帯等状況 A 46時間
	世帯等状況 B 65時間
	世帯等状況 C 130時間
障害児	設定なし（ 2 ）

#### 1 標準基準時間 = 尼崎市標準時間 × 世帯等状況

- ・ 障害程度区分基準時間に緊急時対応時間（5時間）を加えた時間を尼崎市標準時間とする。
- ・ 世帯等の状況（世帯等状況 A 0.7倍、世帯等状況 B 1.0倍、世帯等状況 C 2.0倍）により標準基準時間を設定する。
- ・ 世帯等の状況指標は次表のとおりとする。

#### 2 障害児は、勘案事項により支給量が大きく変化するため、標準基準時間を設定しない。

世帯等の状況指標

世帯等状況	指 標 項 目
A	<p>介護者が常時介護が出来る状態</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族が終日家にいることが可能な状態であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合</li> <li>・ 家族やその他の介護者（ボランティアや近隣等）が終日家にいることが可能な状態であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合</li> <li>・ 居宅生活で介護者が確保され、その他の時間帯は日中活動系サービスを利用し、終日介護が受けられる状況であり、かつ介護者の健康状態が良好の場合</li> </ul>
B	<p>世帯等状況 A にも世帯等状況 C にもあてはまらない状態</p>
C	<p>単身世帯（18歳未満の児童と同居を含む）                      重度障害者のみの世帯                      介護者が常時介護が出来ない状態</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護者が1人でやむを得ない理由により週の半分以上不在で、介護ができない場合</li> <li>・ 介護者が1人で病気、高齢、利用者との関係等によりやむを得ない状況で、介護ができない場合</li> <li>・ 介護者が1人で2人以上の重度障害者（児）を介護しており、他者の支援が受けられない場合</li> <li>・ 介護者1人で1人以上の重度障害者を介護しながら、就学前の乳幼児も養育しており、他者の支援が受けられない場合</li> <li>・ 介護者1人で1人以上の重度障害者と要介護判定を受けた者を介護しており、他者の支援が受けられない場合</li> </ul>

イ 支給量決定の際の勘案事項

障害者等の障害支援区分や障害の種類、程度その他の心身の状況

障害者等の介護を行う者の状況

障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

申請に係る障害児が現に障害児施設を利用している場合には、その利用状況

申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況

当該障害者等に関する保健医療サービスや福祉サービス等（ から までを除く。）の利用の状況

当該障害者等や障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

当該障害者等の置かれている環境

当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

申請に係る障害者が傷病等により通院している場合には、その状況

## ウ 各サービスの標準提供時間・回数

### 身体介護

種類	基準時間	標準提供回数	備考
食事介助	0.5時間	3回/日	状況により1.0時間まで可
排泄介助	0.5時間	3回/日	状況により1.0時間まで可
入浴介助	1.0時間	3回/週	全身性・銭湯1.5時間、特別な事情2.0時間
更衣介助	0.5時間	2回/日	
体位交換	0.5時間		

### 家事援助

種類	基準時間	標準提供回数	備考
買物	0.5時間	2回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
調理	0.5時間	2回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
掃除	0.5時間	1回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可
洗濯	0.5時間	1回/週	状況により1.0時間・3回/週まで可

### 通院等介助

種類	標準提供回数	備考
身体介護を伴う	10時間/月	医師の指示により目安時間の変更可
身体介護を伴わない	10時間/月	医師の指示により目安時間の変更可
通院等乗降介助	10回/月	医師の指示により目安回数の変更可

## エ 2人介護の定義

2人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の から までのいずれかに該当する場合に利用することができる。

障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合  
暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

その他障害者等の状況等から判断して、 や に準ずると認められる場合

## (2) 重度訪問介護

### ア 支給量

障害支援区分	標準基準時間 ( 1・2 )
区分 4	世帯等状況 A 141時間 (うち移動介護時間50時間)
	世帯等状況 B 180時間 (うち移動介護時間50時間)
	世帯等状況 C 310時間 (うち移動介護時間50時間)
区分 5	世帯等状況 A 162時間 (うち移動介護時間50時間)
	世帯等状況 B 210時間 (うち移動介護時間50時間)
	世帯等状況 C 370時間 (うち移動介護時間50時間)
区分 6	世帯等状況 A 183時間 (うち移動介護時間50時間)
	世帯等状況 B 240時間 (うち移動介護時間50時間)
	世帯等状況 C 430時間 (うち移動介護時間50時間)

- 1 標準基準時間 = 尼崎市標準時間 × 世帯等状況 + 移動介護時間
  - ・ 障害程度区分基準時間を3倍し、緊急時対応時間(10時間)を加えた時間を尼崎市標準時間とする。
  - ・ 世帯等の状況(世帯等状況 A 0.7倍、世帯等状況 B 1.0倍、世帯等状況 C 2.0倍)と移動介護時間(50時間)の加算により標準基準時間を設定する。
  - ・ 世帯等の状況指標は(1)のとおりとする。

- 2 重度訪問介護対象者は、「重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しく困難を有する障害者であって常時介護を要するもの」と規定しており、1日に3時間以上の長時間にわたり総合的かつ断続的に介護を必要とする場合は、原則、居宅介護ではなく、重度訪問介護を支給決定する。

これは、居宅での介護、家事の援助、生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う必要がある、身体介護や家事援助等の短時間の支給決定が適当ではないためである。

ただし、重度訪問介護対象者であっても、総合的かつ断続的な介護を必要とせず、見守りを含まない短時間集中的な身体介護や家事援助等のみが行われる場合には、居宅介護を支給決定する。

- イ 世帯等の状況指標、支給量決定の際の勘案事項、各サービスの標準提供時間・回数、2人介護の定義  
(1)のとおりとする。

(3) 同行援護

ア 支給量

標準基準時間 50時間 / 月

イ 2人介護の定義

(1)のとおりとする。

(4) 行動援護

ア 支給量

標準基準時間 50時間 / 月

イ 2人介護の定義

(1)のとおりとする。

(5) 療養介護

基準最大支給量 31日 / 月

(6) 生活介護

基準最大支給量 (当該月日数 - 8日) / 月

(7) 短期入所

ア 標準支給量 7日 / 月

イ 加算後支給量 21日 / 月

加算要件

主介護者が入院や自宅安静、長期療養する場合（医師の診断書等が必要な場合あり）

家族に急病等が発生し、介護を行う介護者がいない場合（医師の診断書等が必要な場合あり）

主介護者の心身状況等を勘案した際に、7日以上の支給量があれば在宅生活が可能と認められる場合（医師の診断書等が必要な場合あり）

(8) 重度障害者等包括支援

標準基準支給量 83,040単位 / 月

(9) 施設入所支援

基準最大支給量 31日 / 月

- (10) 自立訓練（機能訓練）  
基準最大支給量 （当該月日数 - 8日） / 月
- (11) 自立訓練（生活訓練）  
基準最大支給量 （当該月日数 - 8日） / 月
- (12) 宿泊型自立訓練  
基準最大支給量 31日 / 月
- (13) 就労移行支援  
基準最大支給量 （当該月日数 - 8日） / 月
- (14) 就労継続支援（A型）  
基準最大支給量 （当該月日数 - 8日） / 月
- (15) 就労継続支援（B型）  
基準最大支給量 （当該月日数 - 8日） / 月
- (16) 共同生活援助  
基準最大支給量 31日 / 月

## 7 障害児通所支援事業の支給決定基準

- (1) 児童発達支援  
基準最大支給量 （当該月日数 - 4日） / 月  
（他の障害児通所支援事業を含む）
- (2) 医療型児童発達支援  
基準最大支給量 （当該月日数 - 4日） / 月  
（他の障害児通所支援事業を含む）
- (3) 放課後等デイサービス  
基準最大支給量 （当該月日数 - 4日） / 月  
（他の障害児通所支援事業を含む）
- (4) 保育所等訪問支援  
基準最大支給量 3日 / 月  
1日 / 2週を支給量とする。



# 5 尼崎市移動支援事業支給決定基準

## 1 サービス内容

### (1) 移動支援事業の対象範囲

- ・ 外出において支援を必要とする障害者等に対し、ヘルパーが個別に、見守り、誘導、身体的介護等にかかる支援を行うものを対象とする。
- ・ 外出先での対象範囲は、滞在時間ではなく、原則として、介護を要する時間とする。
- ・ 対象範囲は、ヘルパーが介護を要した時間とし、家族やボランティア等の他の者が支援した時間を含まないものとする（いわゆる「ドア トオ ドア」を原則としない）。
- ・ 原則として、1日の範囲内で用務を終えることができる外出とする。

### (2) 移動支援対象となる外出例

#### ア 社会参加等の外出

- ・ 地域生活に欠かせないと判断できるもの（自治会や地域の祭り等）
- ・ 冠婚葬祭等（結婚式、葬式、法事、お墓参り、お見舞い等）
- ・ 障害者団体（患者会を含む）活動への役員参加

#### イ 余暇活動等の外出（通年かつ長期にわたる外出を除く）

- ・ 文化施設、体育施設、観光施設等の利用
- ・ 買い物（身体介護対象を除く）
- ・ 理容・美容

### (3) 移動支援対象とならない外出内容

#### ア 通年かつ長期にわたる外出

- ・ 通年かつ長期にわたる外出とは、散歩や公園内での軽易な運動等を除く、同一の目的の利用において週1回以上の定期的かつ3ヶ月を超える長期的なものを対象とする。
- ・ 通園や通学への送迎については、支援主体（教育分野等）による合理的配慮の観点から、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合に限り、利用を認める。
- ・ 障害福祉サービス事業所等への送迎については、事業所等への移動と外出の支援の切り分けが困難であることから、原則、認めない。ただし、事業所等を起点とした利用については、切り分けが明確に示せる場合に限り、利用を認める。

#### イ 経済活動にかかる外出

- ・ 通勤については、支援主体（労働分野）による合理的配慮の観点から、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合

に限り、利用を認める。

- ・ 習い事については、経済活動につながらず、自立に向けた生活に必要不可欠で通年かつ長期にわたる外出の対象とならないものであって、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

#### ウ 政治活動又は宗教活動にかかる外出

- ・ 宗教活動については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

#### エ 通院及び入退院にかかる外出

- ・ 通院及び入退院にかかる外出については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

#### オ 入院、入所している者の外出

- ・ 入院、入所している者の外出については、原則、認めない。ただし、施設入所支援と共同生活援助の入所者のうち、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

#### カ 宿泊等を伴う外出

- ・ 宿泊等を伴う外出については、原則、認めない。ただし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

#### キ 公共サービスを利用して外出することが適当でない外出

- ・ 公共サービスを利用して外出することが適当でないものとは、ギャンブルや飲酒を目的とした外出等が対象となる。

## 2 Q & A

問1 「通年かつ長期にわたる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

通園や通学への送迎について、介護者が傷病等によりやむを得ず送迎ができない場合に限り、一時的な支援として3ヶ月以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

障害福祉サービス事業所等からの送迎について、就労継続支援の開始時に限り(同一事業所での再開を含まない) 通所訓練期間として3ヶ月以内の利用を認める。

問2 事業所等への移動と外出の支援の切り分けが明確に示せる場合とはどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

障害福祉サービス事業所等を起点とした移動支援の利用については、事業所等への移動と外出の支援の切り分けが困難であることから、その切り分けが明確となるよう、障害福祉サービス等による送迎について、週3回(往復)以上の実施が確保されることを前提として、週1回に限り、一時的な外出として利用を認める。また、重度の心身障害や障害特性により、帰宅後と週末の外出が困難な者であって、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大週2回の利用を認める。

問3 「経済活動にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

就職した場合に限り、通勤訓練期間として3ヶ月以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

問4 「政治活動又は宗教活動にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

個人の信仰による参拝等で他の趣旨がないものや世間一般に行事として共通認識の下に行われているものについては、自立に向けた生活に必要な不可欠で通年かつ長期にわたる外出の対象とならないものであって、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。

問5 「通院及び入退院にかかる外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

通院の場合、通院等介助との併用を可能とし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認めた場合に限り、利用を認める。しかし、院内の介護が必要と認められる場合、その支援部分は移動支援の対象としない。

問6 通院等介助と移動支援を併用する場合はどのように区分するのか。

(回答) 下記のとおり、区分する。

自宅	病院内	ショッピング	自宅
<input type="checkbox"/> 通院等介助	<input type="checkbox"/> (院内介助)	<input type="checkbox"/> 移動支援	

問7 「入院、入所している者の外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

施設入所支援の入所者の場合、地域移行を前提として日中活動の場の見学や地域生活の体験等に限り、訓練期間として3ヶ月・月10時間以内の利用を認める。また、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合は、最大6ヶ月までの利用を認める。

共同生活援助の入所者の通院の場合、通院等介助との併用を可能とし、サービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合に限り、利用を認める。しかし、院内の介護が必要と認められる場合、その支援部分は移動支援の対象としない。

問8 「宿泊等を伴う外出」におけるサービス等利用計画や個別支援計画等において必要と認められた場合はどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

宿泊施設等での介護を含まず、原則、通常の支給量を増やさずに対応できる場合に限り、利用を認める。また、対応するヘルパーの宿泊費用等については、自己負担とする。

問9 「公共サービスを利用して外出することが適当でない外出」とはどのような場合か。

(回答) 下記の場合を想定している。

ギャンブルや飲酒を目的とした外出等を対象としており、利用者の心身の状況等により、ヘルパーが想定する通常の外出支援の範囲を超えた支援を行う可能性がある外出を想定している。そのため、主目的がギャンブルや飲酒ではなく、その他の目的の外出の延長として行われるものであって、通常の外出支援の範囲で対応できるのであれば、利用を認める場合がある。

ただし、ヘルパーと一緒にギャンブルや飲酒を行うことは認めない。

### 3 対象者

この事業の対象となる者は、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害支援区分1以上の判定を受けた者又はこれに相当する者（児童の場合は保護者が付き添えない場合に限る。）で、次に掲げるものとする。ただし、利用対象者であっても障害福祉サービスの利用状況によっては認められない場合もある。

#### (1) 肢体障害者（児）

移動に制限がある肢体不自由者（児）であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者又はこれに準ずる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は

「一部介助」である者

(2) 知的障害者（児）

尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者

(3) 精神障害者（児）

尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者

(4) 難病患者（児）

対象疾患による両上肢及び両下肢の機能障害を有し、屋外での移動に歩行が困難であること等が医師の診断書（様式1号）で確認できる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は「一部介助」である者

#### 4 支給量

(1) 支給量

標準基準時間 50時間 / 月

(2) 勘案項目

ア 障害者等の障害支援区分や障害の種類、程度その他の心身の状況

イ 障害者等の介護を行う者の状況

ウ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況

エ 申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用状況

オ 当該障害者等に関する保健医療サービスや福祉サービス等（ウを除く。）の利用の状況

カ 当該障害者等や障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容

キ 当該障害者等の置かれている環境

ク 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

(3) 2人介護の定義

2人の従業者により居宅介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に利用することができる。

ア 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他障害者等の状況等から判断して、アやイに準ずると認められる場合

# 6 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス内容の説明

介護給付	<b>訪問系サービス</b>	
	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障害により移動に困難を有する方に、外出時に同行して移動の補助や必要な情報の提供を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	<b>日中活動系サービス</b>	
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	<b>居住系サービス</b>	
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。	
訓練等給付	<b>日中活動系サービス</b>	
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練等)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就労定着支援	通常の事業所に新たに雇用された方に、就労の継続を図るために必要な連絡調整や雇用に伴い生じる生活上の問題への相談・助言などを行います。
	<b>居住系サービス</b>	
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居において入浴や排せつ、食事の介護や相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助	施設やグループホームから居宅での自立生活を営む方に、定期的な巡回訪問や通報の受付により、生活上の問題への相談・助言などを行います。	

<b>障害児通所支援</b>	児童発達支援	未就学の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的な支援等が必要な障害のある児童に、児童発達支援や治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に、放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童に、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	通所サービスを受けるため外出することが著しく困難な重度の障害のある児童に、居宅を訪問して、基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のための訓練等を行います。
<b>相談支援</b>	基本相談支援	地域で生活する障害のある人の福祉に関する各般の問題について、本人やその介護者等からの相談に応じます。
	地域相談支援	入所している障害のある人、精神科病院に入院している精神障害のある人、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、地域における生活に移行するための支援（地域移行支援）、居宅で単身等で生活する障害のある人に対し、緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）を行います。
	計画相談支援 障害児相談支援	障害のある人の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等の利用計画の作成を行います。

地域生活支援事業（必須）	理解促進研修・啓発事業	障害のある人の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
	自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会やボランティア等の活動に対する支援を行います。
	相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」等に必要な専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援などを行います。
	成年後見制度利用支援事業	知的、精神に障害のある人が成年後見を受けるにあたり申立をするものがない場合、市長が法定後見の開始審判の申立を行います。また、成年後見等を受ける方に資産等がなく、この制度を利用するための経費を負担できない場合、市が経費を助成します。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意志の伝達に支援が必要な障害のある人等に対して、意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者など）を養成・派遣します。
	日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対して、自立した日常生活を支援する用具の給付又は貸出を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の推進や広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修します。
	移動支援事業	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	障害のある人に、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図るため、地域活動支援センターの運営等に対して支援を行います。	



地域生活支援事業（任意）	福祉ホーム事業	地域において自立した日常生活等を営むことができるよう、現に住居を求めている障害のある人が、低額な料金で居室等の利用ができ、日常生活に必要な便宜を受けることができる福祉ホームの運営を助成します。
	訪問入浴サービス事業	地域における身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により居室において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持などを図ります。
	日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
	地域移行のための安心生活支援事業	障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、緊急一時的な宿泊等を提供するための居室の確保やサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置など、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備します。
	自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体に障害のある人に対し、自動車運転免許・自動車改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等を促進します。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人などに更生訓練費を給付し、社会復帰の促進を図ります。
地域生活支援促進事業	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害のある人の福祉や医療等の関係機関をはじめ、関係団体や地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。



本市の最上位計画である  
「尼崎市総合計画」の  
キャッチフレーズです

尼崎市障害福祉計画（第5期）

発行年月：平成30年4月

発行：尼崎市 健康福祉局 障害福祉担当（部） 障害福祉政策担当  
〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号  
TEL：06-6489-6577 FAX：06-6489-6351